

平成 28 年度

企業を対象とした反社会的勢力との関係遮断に関するアンケート（調査結果）

はじめに

政府は平成 19 年 6 月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定した。標記の調査は、全国暴力追放運動推進センター、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課が、（一社）輿論科学協会に依頼して企業における反社会的勢力への対応の実態や「指針」の導入状況を把握するために、平成 28 年 7 月、全国の企業 1 万社を対象に行った。回答があったのは 3,210 社（32.1%）で、そのうち飲食業は 206 社（6.4%）であった。以下はインターネット記事の抜粋である。

1. 不当要求等の実態

3,210 社のうち、過去 5 年間に何等かの要求を受けた企業は 89 社（2.8%）であった。以下はその 89 社のデータである。

(1) 不当要求の頻度

4～5 年に 1 回程度が 20.2%と最多であるが、毎週が 4.5%、毎月が 9.0%、3 ヶ月に 1 回程度が 9.0%、6 ヶ月に 1 回程度が 15.7%、1 年に 1 回程度が 19.1%であり、これらを合計すると、1 年に 1 回以上が 57.3%になる。

(2) 不当要求の相手方の属性（複数回答）

「社会運動標ぼうゴロ（えせ同和等）」が 34.8%と最多で、以下「政治運動標ぼうゴロ（えせ右翼等）」29.2%、「不明」27.0%、「暴力団員ではないが暴力団（暴力団員）と何らかの関係を有する者」24.7%、「暴力団員」15.7%と続く。

(3) 不当要求の相手方の自称（複数回答）

「同和団体」が 29.2%と最多で、以下「社会的、政治的な活動家」22.5%、「右翼構成員」16.9%と続く。

(4) 不当要求の内容（複数回答）

「機関紙（誌）、書籍、名簿等の購読（入）を要求」が 44.9%と最多で、以下「因縁を付けて金品や値引きを要求」20.2%、「寄附金、賛助金、会費等を要求」13.5%と続く。

(5) 不当要求の際の具体的な脅しの内容（複数回答）

「不安になるような漠然とした危険」が 50.6%と最多で、以下「営業の妨害」29.2%「会社に対する経済的被害」20.2%と続く。

(6) 不当要求を受けた場所（複数回答）

「本社（主たる営業場所）」が 67.4%と最多で、以下「支社、支店、出張所等常設の施設」36.0%、「現場事務所、営業所等仮設の施設や業務の現場」13.5%と続く。

(7) 不当要求の手段（複数回答）

「固定電話」が 57.3%と最多で、以下「反社会的勢力との直接の接触（面会等）」38.2%、「郵便、宅配便等」23.6%と続く。

(8) 不当要求への対応（複数回答）

「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士会等外部の専門機関と連携し対応した（法的措置を含む）」が 39.3%と最多で、以下「代表取締役等のトップ以下、組織とし

て対応した」37.1%、「反社会的勢力対応部署が対応した」33.7%と続く。

(9) 不当要求への措置結果

「不当要求には一切応じなかった」のは72社(80.9%)で、「不当要求の一部に応じた」のが14社、「すべて応じた」のが3社であり、応じたのは19.1%であった。

(10) 不当要求に応じなかった72社に対する相手の対応(複数回答)

「特に行動を起こさなかった」が41社と最多で、以下「大声を出すなど言動や態度で威圧してきた」24社、「事業所に現れたり、迷惑電話をかけてくるなどの嫌がらせ行為をしてきた」13社、「不当要求の内容又は態度を変えてきた」6社と続く。

(11) 不当要求に応じた17社の理由(複数回答)

「トラブルの拡大を恐れた」、「以前から応じており、断るのが困難だから」が共に6社で最も多く、以下「報復、糾弾等を受けることを恐れたから」、「対応に不慣れであったから」、「要求金額が少額であったから」がいずれも5社と続く。

(12) 過去5年間の不当要求に応じた頻度(複数回答)

17社を見ると、「数年に1回」が7社と最多で、以下「年に6回以上」4社、「年に2~5回」、「毎年1回」が共に2社と続く。

(13) 過去5年間に応じた要求額

17社を見ると、「1万円以上10万円未満」が7社と最多で、10万円未満の要求に応じた企業は11社と過半数を占めた。一方、2社が1千万円以上の要求に応じている。

(14) 不当要求に応じないための方策(複数回答)

17社に聞くと、「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携する」が13社と最多で、次いで「不当要求対応マニュアルを策定する」が4社と続く。

2. 企業防衛対策の取組状況

(1) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について

「知っている」という企業は1,896社(59.1%)、「知らない」は1,283社(40.0%)であった。

(2) 「指針」に沿った取り組み

回答企業3,210社中、「指針」に沿って取り組んでいると回答したのは1,562社(48.7%)、取り組んでいないと回答したのは325社(10.1%)であった。「指針」を知っている1,896社のうち、取り組んでいるのは82.4%、取り組んでいないのは17.1%となった。

(3) 反社会的勢力への各種対応を実施しない理由(複数回答)

上記325社の理由は、「反社会的勢力による不当要求の被害を受けたことがない」が60.9%と最多で、以下「取引相手が限定されている」33.2%、「具体的に何をすればいいのかわからない」23.1%と続く。

(4) 反社会的勢力による被害を防止するための取組内容(複数回答)

上記1,562社の取組内容を見ると、「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる(又は盛り込む予定である)」が最多で1,244社(79.6%)、以下「反社会的勢力対策の基本方針を示し、社内外に宣言した」46.4%、「反社会的勢力との関係遮断について、社の内規に明文規定を設けている」45.1%と続く。

(5) 暴力団排除条項の導入時期

前記 1,244 社について暴力団排除条項の導入時期を見ると平成 23 年が 17.8%と最多で、「指針」が公表された平成 19 年から 24 年までの 5 年間に導入した企業が 6 割を占める。

(6) 暴力団排除条項を盛り込んだ理由（複数回答）

前記 1,244 社についてその理由を聞くと、「暴力団排除条例に対応した」が 51.4%と最多で、以下「所属する業界団体等からの働きかけがあった」40.8%、「指針の趣旨に賛同した」38.7%と続く。

(7) 暴力団排除条項の活用

前記 1,244 社のうち活用して契約等を解約（解除）した企業は 11.0%であった。

(8) データベースの構築状況

反社会的勢力情報を集約したデータベースを構築している（又はその予定である）企業は 282 社であり、1 万件以上の情報を蓄積件している企業が 6 割以上を占めている。

(9) 反社会的勢力との関係遮断

全都道府県で暴力団排除条例が施行された平成 23 年 10 月以降、個別の契約や取引において、相手方が反社会的勢力であることを理由に関係遮断（契約の解除等）を検討したことがあったとする企業は 231 社（7.2%）であった。

(10) 関係遮断を検討したことがある相手方の属性（複数回答）

上記 231 社について、相手方をどのように認識したかを見ると、「暴力団員」が 63.6%と最多で、以下「暴力団員ではないが暴力団（暴力団員）と何らかの関係を有する者」58.4%、「暴力団関係企業の役員や従業員」19.0%と続く。

(11) 関係を遮断しなかった理由（複数回答）

関係遮断を検討したが遮断しなかった事例のある企業に理由を聞くと、契約前では、「調査の結果、相手方が反社会的勢力ではなかった」が 71.7%と最多で、以下「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」37.0%、「相手方は反社会的勢力であったが、関係を遮断する根拠がなかった」8.7%と続く。

また、契約後でも、「調査の結果、相手方が反社会的勢力ではなかった」が 56.5%と最多で、以下「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」35.2%「相手方は反社会的勢力であったが、関係を遮断する根拠がなかった」24.1%と続く。

(12) 暴力団情報の入手方法（複数回答）

取引先が反社会的勢力に該当するかどうかの「情報を入手したことはない」とする企業は 37.6%であった。一方、入手する方法については、「警察から情報提供を受ける」が 24.1%と最多で、以下「加盟している業界団体等から情報提供を受ける」23.9%、「無料のインターネット検索を利用する」19.1%、「暴力追放運動推進センターから情報提供を受ける」15.1%と続く。

(13) 警察の暴力団情報提供

アンケートに回答した 3,210 社のうち、「情報提供の依頼をしたことがある」とする企業は 333 社（10.4%）、「知っており該当する事例もあったが、情報提供を依頼しなかった」は 1.7%、「知っていたが該当する事例がないので依頼したことがない」は 43.6%となっている。これらを合計すると、警察の暴力団情報の提供を知っていた割合は 55.7%であった。

以上